

「終身サポート事業者」ガイドライン⑩

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の本文につづ く参考として記載されている「高齢者等終身サポート事業に関 連する制度・事務に関する政府の取組」について、引き続いて 解説いたします。



「今後の課題」として挙げられている5項目のうち、三つ目 には「死亡届の届出資格者」について記載されています。人が

死亡すると、戸籍法の規定に従い自治体に死亡の届出がなされることにより、そこで初め て「火葬埋葬許可証」が発行されます。つまり、死亡届が適切になされなければ、火葬も 埋葬も行うことができないのです。しかし、死亡届の届出を行うことができる人について は、戸籍法で厳格に定められています。届出の義務者として、①同居の親族、②その他の 同居者、③家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人という3種類が、さらに届出の権利 者として、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受 任者が挙げられています。すると、頼れる身寄りのない高齢者が死亡した時、家屋や土地 の管理人や後見人等がいない場合には、死亡届をしてくれる人がいないという問題が顕在 化します。高齢者等終身サポート事業者が頼れる身寄りのない高齢者を支援する場合、任 意後見契約をしていなければ、この問題に直面することが少なくありません。そこでこの ガイドラインでは、事業者が「家屋の管理人」の立場で死亡の届出義務者に含まれるべき かどうかを検討するとしています。

四つ目は「成年後見制度の見直し」についてです。高齢者等終身サポート事業者は、こ のガイドラインの中でも適切に成年後見制度を利用すべきと記載されていますが、現在、 法制審議会に対し成年後見制度の見直しに関する諮問がされたところであり、今後、法制 審議会において、本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の養護等をより一層 図る観点から、成年後見制度の見直しについて調査審議が進められる予定です。事業者は この推移を見守り、最新の情報を得ながら、常に適切に成年後見制度を利用できるように しておかなければなりません。

最後の五つ目は「事業者の認定制度等の検討」についてです。このガイドラインはそも そも、事業者が自主的に適正な事業実施の観点から確認するためのものであると同時に、 利用者の質の高い事業者の判断目安として活用していただくためのものです。しかし今後 は、確実な事業の履行確保の観点から、優良な事業者を認定する仕組みの創設等について 検討するということが、ここで記載されています。優良事業者認定の仕組みが、今後、国 や自治体で進められるとともに、事業者側においても業界団体を設立するなどの方法によ って自主努力をすすめ、事業者の質の底上げと適正な発展を促していくべきです。

次回は、本ガイドラインの最後に添付された「チェックリスト」について解説したいと 思います。